備考第一項中「及び第三種区域」を「、第三種区域及び第四種区域」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第四種区域　第一種区域、第二種区域及び第三種区域以外の区域

備考第二項第二号を次のように改める。

二　都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域の定めのない地域については、原則次の区分に従うこと。

ア　「第四種区域」として設定することができる区域　工場の周辺に森林や河川、海、運河、環境施設等が存在している等、その区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域であること。

イ　「第四種区域」以外の区域として設定することができる区域　今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある周辺地域の状況等を参考に区域の設定を行うこと。

備考第二項の次に次の一項を加える。

3　工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省告示第三号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第二項の規定に基づき、緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準（平成十九年経財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合の下限	百分の十以上百分の二十未満	百分の五以上百分の二十未満	百分の一以上百分の十未満
環境施設の面積の敷地面積に対する割合の下限	百分の十五以上百分の二十五未満	百分の十以上百分の二十五未満	百分の一以上百分の十五未満

備考第二項の次に次の一項を加える。

3　工場立地法施行規則（昭和四十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第一号。以下「規則」という。）第四条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第一号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第三条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の百分の五十の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省、経済産業省告示第十号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（平成二十年七月財務省、農林水産省、経済産業省告示第一号）を改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

第五条の二中「平成二十三年九月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

○財務省、農林水産省、経済産業省告示第十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十三年六月財務省、農林水産省、経済産業省告示第七号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　霧島山（新燃岳）噴火に関する特別相談窓口